

鳥取県環境影響評価条例の改正案に係るパブリックコメントの実施結果

環境立県推進課

- 1 意見募集内容 : 鳥取県環境影響評価条例の改正案に関して意見募集を実施した
- 2 意見募集期間 : 平成24年9月7日(金)から9月27日(木)まで
- 3 周知・応募方法
 - ・周知方法 : 県ホームページ、新聞広告、県庁・各総合事務所・県立図書館・市町村役場窓口配布など
 - ・応募方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口の意見募集箱への投函
- 4 意見件数 : 15件(9名)
- 5 意見概要と対応方針

主な意見の概要	対応方針
<p>① 計画段階配慮書の手続の新設(1件)</p> <p>■ 前倒しの環境影響評価に役立つ。事業者の自己申告か。</p>	<p>■ 対象事業を実施しようとする事業者に対して、手続きの実施を求める予定です。</p>
<p>② 事後調査報告書公表の義務化(2件)</p> <p>■ 事後調査報告書は環境影響評価に資するもの。事後調査を実施しない場合とあるが、その想定根拠は事業者の意志・意欲か。</p>	<p>■ 事後調査は、技術指針に基づき、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目の環境保全措置を講ずるとき」や「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき」などに行うものとしています。</p>
<p>③ 風力発電所を対象事業に追加(7件)</p> <p>■ 対象事業に風力発電所が加わることは大いに評価するが、事業規模が一般地域1万kw以上等なのは疑問。運用中の風力発電施設建設ガイドラインの適用(総出力500kw以上)と矛盾。野鳥等の繁殖のための生息環境が受けるダメージの程度は風力発電所の規模の違い程の差はない。騒音・低周波音の対策上できるだけ小規模にすべき。一般地域の対象規模は500kw以上、特別地区は500kw以上7,500kw未満とすべき。</p> <p>希少な野生動植物保護のための配慮と地域住民の方達が受ける影響を極力少なくするためにも再考を願う。</p> <p>■ 全国的に先進的な厳しい基準を設けていたのに1万kw以下の風力発電がノーチェックになりおかしい。1基でも大規模で景観が壊されるので、大小に関わらず悪影響の有無をチェックすべき。低周波やシャドウフリッカー等、対策の施しようがない公害問題なので対象基準をよく検討すべきだし、規制値も明記すべき。</p> <p>■ 風力発電ガイドラインが制定され、乱開発を抑制できてきた。風力発電推進のため規制緩和するようにしか見えない。</p>	<p>■ 今回検討している環境影響評価条例(以下、「アセス条例」)の改正は、風力発電事業について、騒音・低周波音等の環境影響が指摘されていることから、アセス条例の対象事業に追加し、手続きを義務化するものです。</p> <p>対象規模については、アセス条例では「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象としており、国の検討状況や県内の実情、新導入事業当たりの総出力の大型化傾向などを踏まえて総合的に判断し、案のとおり示したところですが、風力発電施設建設ガイドラインの扱いも含めて、さらに検討させていただきます。</p> <p>なお、環境面の基準等を定めた「規制」については、アセス条例に基づく手続きとは別に、各個別法等により行われており、これらはアセス条例の対象規模にかかわらず定められているところです。</p>

<p>■ 大山の裾野は悲惨な景観。綺麗な景観を失えば何も残らないので、条例で環境影響評価を義務づけるのは大賛成。ただ、場所ごとの影響は違うので対象規模の下限値を設けずに全ての風力発電を対象にすべき。1万kwでは風車4～5基程度の規模でノーチェックで建設できる。</p>	
<p>■ 環境影響評価を充実させて、設置後の変更や撤去はできる限り少なくしたいもの。</p>	<p>■ 早い段階で事業実施に伴う環境影響を把握することや地域住民等の意見を聞いてその理解を得ることが、円滑な事業の実施に資するものと考えます。</p>
<p>■ 計画段階配慮書の義務化と併せて前倒しの環境影響評価に寄与が期待される。</p> <p>■ 風力発電を対象に入れたのはたいへんよかった。</p>	<p>■ 改正案の内容に賛成の御意見と理解します。</p>
<p>④ 特別地域の見直し（1件）</p> <p>■ 東郷池流域の追加と湖山池流域・湖山川流域の境界明確化はよい。 流域の境界が明確に設定できるか。海岸部の分水界は明瞭か。排水系統は把握できるか。</p>	<p>■ 流域の境界はそれぞれ東郷池水質管理計画及び湖山池水質管理計画において、海岸部の分水界も踏まえて規定しています。また排水系統は対象事業者が環境影響を検討する際に明らかにされます。</p>
<p>⑤ 全体・その他（4件）</p> <p>■ 電磁波や低周波も評価項目に入れてほしい。対象となる施設や道路などの規模が緩い。鳥取県は大変自然が豊かで、貴重な県の財産。日本一環境の良い県を目指して頑張してほしい。</p> <p>■ 評価書作成は事業者のみが実施すべきではない。公平な評価のため、県、民間など多面的に評価すべき。</p> <p>■ 対象事業の範囲で「対象となる事業には工事による直接改変を含むものに限らず、その事業によって対象規模を超える面積の環境改変を生じるものも含む」との文言を入れてもらいたい。 理由は、湖山池の高塩分化事業が、堰・ダムなどの対象規模を超えているがアセスメントをやらずに実施されている。法や条例の精神に照らせば当然アセスメントをやるべき（少なくとも自主アセスを）対象だが、工事の有無などについての規定が明確でなく対象事業にあたらぬ言い訳ができる余地があり、条例の不備。この点を明確化し、工事を伴わない場合でもその事業で大きな環境改変が伴う場合ははっきりと対象事業であることをわかるようにしてもらいたいため。</p>	<p>■ 環境影響評価を行う項目は、事業ごとに事業特性及び地域特性を勘案して適宜選択することとなっています。 対象事業は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして設定しており、直ちに見直しが必要な状況とは認識していないところです。今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>■ 評価書は、その前段階である準備書に対する一般の方々や市町村長、知事などからの意見内容を検討し、この準備書の内容を必要に応じて見直したものであり、多面的な評価がなされているものと考えます。</p> <p>■ アセス条例における事業とは、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む）」並びに工作物の新設・増改築をいい、対象となる具体的な事業の種類と規模は、条例及びその規則により規定しています。この基本的な考え方は、「環境影響評価法」及び国の基本理念を定めた「環境基本法」においても同様です。 ご意見の内容については、法律や条例を制定した趣旨等も踏まえて検討させていただきます。</p>